

(平成24年1月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

熊本国民年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月

市役所から税金等の支払請求があった分は全て支払ってきた。申立期間の国民年金保険料は近所の校区当番による集金で家族の分と一緒に納付した記憶がある。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を家族の分と一緒に納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、昭和 52 年 1 月以降に払い出されていることが推認され、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を校区当番の集金で納付したと主張しているが、オンライン記録及びA市が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人に係る国民年金の資格取得日は昭和 52 年 1 月 1 日と記載されているとともに、申立人が所持する年金手帳の国民年金欄の初めて被保険者となった日に同一日が記載されている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 929 (事案 580 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から37年2月1日まで

私は、昭和36年1月からA社B支店C出張所のD作業所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、新たな資料は無いが、A社B支店C出張所に当時の資料が残っていないか調査することを要望し、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びA社は、給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していない、ii) A社が保管する社会保険被保険者台帳には、申立人の厚生年金保険初取得日がオンライン記録と同じ昭和37年2月1日と記載されている、iii) 年金事務所が保管するA社B支店及びA社B支店E所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い、iv) A社は、「現場職員は現場ごとに(厚生年金保険の)加入の有無を判断していた。当社B支店管内においては一部の現場職員について加入事例が確認されているものもあるが、加入基準については不明。」と回答しており、申立人が挙げた申立人と同所で同種業務に就いていた現場職員の1人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名を確認できるものの、別の1人はその氏名を確認できない、として既に当委員会の決定に基づく平成22年10月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、A社B支店C出張所に対する厚生年金保険の加入についての調査をしてほしいと申し立てて

いるものであるが、同出張所は統廃合のため存在せず、当該地区に現存するA社の唯一の出先機関であるA社B支店F事務所には、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができる資料は残っていないため、委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情を認めることができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月10日から48年1月1日まで

私は、申立期間にA社（昭和46年、B社に社名変更）に勤務していたが、申立期間における標準報酬月額は、当時の給与に見合った額よりも低く記録されているので、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与について、昭和45年頃にC船に乗船していた頃は手取りで月20万円以上であり、それ以外の船舶に乗船していた期間については、金額は覚えていないがオンライン記録よりも高い額であり、申立期間における標準報酬月額は、当時の給与に見合った額よりも少なく記録されていると主張している。

しかしながら、B社は、申立期間に係る賃金台帳等の給与からの保険料控除額を確認できる関連資料を保管しておらず、申立人も給与支払明細書等の保険料控除額を確認できる関連資料を有していない上、同事業所や同僚からも当時の給与の総支給額を確認できる証言は得られない。

一方、申立期間に係る標準報酬月額は、当時の労働協約やD組合に納入していた組合費から逆算して推測できる本給に見合う額よりも3万円から5万円程度高い額となっており、当時の標準報酬月額は、本給と本給以外の手当を合算して年収総額を算出し、これに基づき算定されていた可能性がある。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録と船員保険被保険者名簿の記録は一致しているとともに、申立期間に同事業所の船舶で申立人と同様にE職として勤務していた同僚の標準報酬月額を見ても、いずれも申立人の標準報酬月額と著しい差は見られず、申立人の標

準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額という事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。